

**模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について（2・完）：法廷に向けた訓練としての側面に着目して**

その他のタイトル	Creating Characters and Constructing Their Motives in Controversiae
著者	栗辻 悠
雑誌名	関西大学法学論集
巻	71
号	6
ページ	1587-1630
発行年	2022-03-01
URL	<a href="http://doi.org/10.32286/00026620">http://doi.org/10.32286/00026620</a>

# 模擬法廷弁論における登場人物の造形と その動機の設定について（2・完）

——法廷に向けた訓練としての側面に着目して——

粟 辻 悠

## 目 次

第1章	はじめに	
第2章	分析の視座	
第3章	たたかう人物造形——類型的な属性を軸として（以上、70巻4号）	
第4章	たたかう動機設定——造形される人物を軸として	
補論	現代的な価値判断に対して	
第5章	おわりに	（以上、71巻6号）

## 第4章 たたかう動機設定——造形される人物を軸として

### (1) 検討の前提

前章では、模擬法廷弁論において弁論者が一人称を用いて成り代わる、あるいは三人称を用いて代弁する当事者をはじめとした様々な登場人物について、その類型的な人物造形の意義を主として分析した。そこでも示した通り、その人物造形の技術は、現実の法廷において自らの側に有利な議論を展開していく方法を修得するうえで、それ単体としても有益であったと考えられる。自らの主張にとって有利な属性を依頼人に見出して巧みにそれを利用することにより、その事件における強力な「論証を引き出して」（クインティリアヌス、本稿（1）905頁）くることに成功し、模擬法廷弁論における人物造形に教育課程で慣れ親しんでいた裁判担当者を効率的に説得することができたなら、それは一つの理想形であろう。

また前章で扱った Brightbill の論文中でも例が挙げられているが、場合に

よっては現実世界にあっても、類型的な人物評価がそのまま訴訟の帰趨を決してしまうような事態さえありえた。例えば、両当事者の属する階層等の社会的な立場の格差が大きく、それに起因して（おそらくはとりわけ素人的な）裁判担当者が抱く先入観が抜きがたいために、その他の論点についていかに力を尽くしても不利を覆しがたいような場合などが想定される<sup>100)</sup>。

とはいえ、現実の裁判においてさらに中核的な問題になりやすいと想定されるのは、裁判担当者にそうして提示された各々の人物が、事案の各場面においてどのように考え、行動し、どのような結果をもたらしたかという経緯の理解であろう（大まかに言うと、事実認定の問題に相当する）。模擬法廷弁論においても、類型的な人物造形の段階からそうしてさらに一步を踏み込んだところで、より一層生き生きとした議論が戦わされることになる。すなわち、それら類型的な登場人物の具体的な状況の下における心身の動きを具体的に描き出し（あるいはむしろ創り出し）、テーマと抵触しない範囲において自らの側に有利な一つのストーリーを構築して、それを聴き手に提示するという営みである<sup>101)</sup>。

ただしそうは言っても、模擬法廷弁論におけるストーリーの構築というテーマを網羅的に扱うことになれば、それはむしろ模擬法廷弁論の文学的な分析に属する内容であって、本稿の限定的な守備範囲を越えてしまうであろう<sup>102)</sup>。

100) Brightbill, p. 95 ff. 模擬法廷弁論中に一例を求めるのであれば、本稿（1）891頁以下で紹介した第1巻第2章（巫女への立候補）の事例がそれに当たろう。ここでは、立候補者の女性が有する極めて不利な属性をどのように解釈するのか、ということに議論のほとんどが注ぎ込まれていた。また法学文献においては、証人の属性が証言の信頼度に直結することを学説彙纂第22巻第5章第3法文が明言する。

101) Imber も、本稿（1）註15及び註22の部分で言及した通り、法廷に向けた準備というよりも倫理教育的な観点からではあるが、模擬弁論を行う者が登場人物のキャラクターに基づいて行為の動機の設定を行うことに力を注いだと指摘する。Imber (2001), p. 211.

102) この観点を推し進めていくならば、Bexley のように模擬弁論の文学的な位置付けの問題に深く分け入っていく必要があり、さらにその先には、模擬弁論のストーリー立てが影響を受けていると考えられる劇作品における法廷の要素の分析もまたつながってこよう。代表的なものとして、Adele C. Scafuro, *The Forensic Stage: Settling Disputes in Graeco-Roman New Comedy*, Cambridge, 1997. また今世紀に入って、J.F. Gaertner, *Das antike Recht und die griechisch-römische Neue* ↗

そこで本稿では、ストーリーの構築全体を視野には入れつつも、前章で扱った人物造形との関係が特に密接である、登場人物の内心に関する議論にフォーカスしていきたい。なかでもとりわけ、勝敗を争うという側面において最も重要であると考えられる、登場人物の動機に関する記述がなされている部分を史料からピックアップして分析の対象とする<sup>103)</sup>。その意味で本稿におけるストーリーの分析は、断片的なものにとどまる。

またおよそ人物の「内心」を扱うという場合、古代レトリックにおいて一つの中核部分を占めている「感情」という要素（あるいは、分析の角度とでも言うべきか）をどのように位置づけるかという問題も、完全に避けて通ることはできない。それゆえにその点についても、ごく短いものではあるが、一つの項を立てて予め述べることにしたい。

さて、模擬法廷弁論の簡潔なテーマにおいては、当該事案の鍵となるような登場人物の行為とその結果こそあらかじめ設定されているが（例えば息子が父の命令に背き、父が息子を廃嫡した、というように）、多くの場合には、それらの行為がなぜ行われたのかという動機に関する具体的な説明は欠けている。すなわち登場人物の動機は、ほとんどの模擬弁論においては潤色 color の対象であり、それゆえに弁論者の腕の見せ所であったということになる。それもあって、本論文で扱っている大セネカの模擬弁論史料（まさに「潤色」を主題の一つとしている）においても分析の材料には事欠かない<sup>104)</sup>。

---

↘Komodie, 2 vols., Leipzig, 2011. また、法廷弁論作品をもとに裁判を「上演」するというプロジェクト（科研費研究課題19330006、2007-2009年度）と密接に結びついていると考えられる吉原達也「キケロ『カエキーナ弁論』における争点の一考察」日本法学80巻1号1-37頁（2014年）もこの文脈における成果として参照。

103) 本稿における「動機」という言葉は、心理学における専門的な概念を指すものとしてではなく、「人が意思決定をしたり、行動を起こしたりする直接的な原因」という一般的な意味を指すものとして用いられる。

104) 本史料における潤色 color という言葉の意味について詳しくは、T. Burkard, Zu den Begriffen *divisio* und *color* bei Seneca Maior, in: *Fabrique de la declamation antique*, 2016, pp. 87-134 も参照。

また、クインティリアヌスは『弁論家の教育』第7巻第2章第27節以下（同書第5巻第10章第32節以下も類似する）において、推測の争点 *status coniecturalis* について解説を加える中で、推測が人物、動機 *causa*、意図 *consilia* の三つから引き出されると述べており<sup>105)</sup>、人物と（広義の）動機との結びつきを前提とするとともに<sup>106)</sup>、事実認定に相当する推測のプロセスにおける動機の重要性を明らかにしている。クインティリアヌスのこの部分における記述は明らかに現実の弁論に向けたものであり、実際のところ現実の紛争であっても人物の行動に動機が存在することは同じであるから、模擬法廷弁論においてその議論の方法を学ぶことは実践的にも何らかの意味があったのではないか、という推測は少なくとも成り立とう。

本稿ではこれらの前提に立ったうえで、前述の感情に関する小項を扱ったのちに、模擬法廷弁論における登場人物の動機の設定とその実践的な意義について、史料に即した具体的な分析を進めていきたい。

(2) もう一つの前提：現実の法廷における感情の戦術的位置づけと模擬法廷弁論  
セネカの模擬法廷弁論集において、登場人物の内心ないし動機について直接的な、そしておそらく最も印象的な記述がなされているのは、以下の部分であろう。

大セネカ『模擬法廷弁論集』第1巻第1章第14節

ラトロはそのことを非常に強調した。「私は理屈 *ratio* によって行動したのではなく、感情 *adfectus* に突き動かされたのだ。困窮している父を見て、私の心は乱れた。あなたが禁じていたことは、もう私の頭にはない」彼は、これ

105) なお、クインティリアヌスが動機 *causa* と呼ぶのは専ら感情的な性質のものであり、（広義の）動機の中でも利害に関係する事柄は意図 *consilia* と呼び分けられている（和訳第3巻137頁註4を参照）。紛らわしくなるが、本稿では前掲註103の広い定義によって動機という言葉を使うため、両者を合わせて動機と呼称することとする。

106) クインティリアヌスは同39節において、人物について述べた後でそれに結びつきやすいような動機を述べるという叙述の順序を自然なものとして推奨している。

は問題点 *quaestio* として扱われるべきではないが、いかなる問題点よりも強力なものであると述べた<sup>107)</sup>。

この記述の対象となっている事例は、先に紹介した第1巻第1章のものである<sup>108)</sup>。この記述そのものは分割 *divisio* のパートに属しており、この直前で「我々の感情は我々の支配下にはない *adfectus nostri in nostra potestate non sunt*」という議論（ガッリオという弁論者による）が展開されていることを受けている。息子の実父に対する理屈では説明できない感情（あるいは「情」とする方が適切かもしれない）が、実父の扶養を禁じる養父たる叔父の命令<sup>109)</sup>を忘れさせたのだという主張であるが、これが非常に強力なものであるとラトロは（そしておそらくは大セネカも）考えているのである<sup>110)</sup>。

この部分から我々は、人物の動機を理解するに際しての感情という要素の重要性のみならず、模擬法廷弁論というジャンルにおけるそれ単体での際立った「強力」さをも読み取ることができる。しかもこの「強力」さは、しばしば強調されてきた帝政期の模擬弁論における演劇的な要素とのみ結び付けられるものではなく（もちろんその結び付きはそれ自体として重要ではあるが）、帝政期ローマの現実の法廷にもあてはまりうることであったと考えられる。

というのも実際、帝政期のレトリック教科書の記述を参照しても（さらに言えば、遅くともキケロ以来）、当事者の感情の動きを生き生きと伝えることに

---

107) *Latro illud vehementer pressit: Non feci ratione, adfectu victus sum. Cum vidissem patrem egentem, mens non constitit mihi; quid vetueris nescio. Hoc aiebat non esse tractandum tamquam quaestionem; esse tamen potentius quam ullam quaestionem.*

なお、問題点 *quaestio* という文言はここでは、（模擬法廷弁論の世界における）法的な論点というような意味で用いられている。この点については例えば Bonner (1949), p. 57 を参照。

108) 本稿（1）889頁以下。

109) 同所において述べたように、それに対する違反が廢嫡の直接の理由とされている。

110) さらに第1巻第8章第11節では、感情よりもむしろ理屈で説明されるべき場合であっても、その理屈の中にもなお感情の占める場所があると述べられており、模擬法廷弁論中の議論における感情の重要性がさらに補強されている。

よって聴き手の感情を動かすという技法は、実践的にも極めて重要なものとされているからである。

クインティリアヌスは『弁論家の教育』第6巻を費やして、聴き手の感情 *adfectus* を動かすことの重要性を強調しているが、とりわけその第2章が感情に関する記述を体系立てている。同章第3節以下では、感情について「弁論の力がもたらすもので、これより大きなものはありません」と明言したうえで、「裁判担当者は感情にとらえられれば、真実を探求するという考えをすっかり失ってしまう」とまで述べており、ときにその効能はそれだけで訴訟の帰趨を反転させてしまうほどのものだと考えている<sup>111)</sup>。このように、聴き手の心を動かす技術の修得は、確かに古代ローマの法廷を支配した弁論術の精華ではあった<sup>112)</sup>。

ただし、感情の操作というこの強力な戦術も、実践において成功裏に用いる

111) 他に類似の記述として、第2巻17章27節以下、第12巻第10章45節以下も参照。

112) この点に関連して、とりわけクインティリアヌスを対象とした先行研究としては、G.A. Kennedy, *Quintilian: A Roman Educator and His Quest for the Perfect Orator* (Revised Edition), 2013 の該当章をはじめとして、M. Leigh, 'Quintilian on the emotions (*Institutio Oratoria* 6 Preface and 1-2)', *Journal of Roman Studies* 94 (2004), pp. 122-140 や、O. Tellegen-Couperus (ed.), *Quintilian and the Law*, Leuven, 2003 に所収の4つの論文が、それぞれ違う角度からの分析として参考になる(クインティリアヌスの記述内容それ自体については、その一部の翻訳と註釈も含めて、M.S. Celentano, *Book VI of Quintilian's Institutio Oratoria: the Transmission of Knowledge, Historical and Cultural Topicalities, and Autobiographic Experience*, pp. 119-128 及び J.A.E. Bons and R.T. Lane, *Quintilian VI. 2: On Emotion*, pp. 129-144 が取り扱う。また現代との比較検討という観点を含めた分析として、R.A. Katula, *Emotion in the Courtroom: Quintilian's Judge—Then and Now*, pp. 145-156 がある。本稿の記述と一部でオーバーラップするが、法学者とは区別される法廷の専門家としての当時の弁論家が、感情を操る俳優に近づいていくという現象を積極的に捉えて、法学文献における手続法的な記述も活用しつつ、感情表現の法廷における影響力を考察したものとして、J.R. Martín, *Moving the Judge: a Legal Commentary on Book VI of Quintilian's Institutio Oratoria*, pp. 157-167 がある)。

また、ギリシア世界とローマ世界双方の分析を含む最近の注目すべき論文集として前掲註99の S. Papaioannou, A. Serafim and B. da Vela (2017) が挙げられ、第4章が特に感情に関する部分を扱う3論文を有する。

ことは容易ではない。クインティリアヌスは、そもそも感情への訴えかけを弁論術の中で教えること自体に反対する考え方が存在していることを第5巻の序文で紹介しているし、またそのように感情を上手に操作できる弁論家は稀でもあって（第6巻第2章第3節）、自分自身も感情に関わる能力の点で他者に優っていたからこそ、弁論家としての名声を得られたと考えている（同章第36節）。そしてそれゆえにこそ同章第25節以下において彼は、「自らの経験と自然そのもの」から導かれたこの事柄の「深奥」を開示する、として独自の技法を指南している<sup>113)</sup>。その要点は、弁論の場には存在しない事物のありようをありありと思い描くことによって（これは、ギリシア語では *phantasias*、ラテン語では *visiones* と表現されている）、あたかもその場にいるかのような生々しい感情を自らの内心に惹起し、それを自らのものとして訴えかけることによって、裁判担当者の感情をその通りに動かす、というものである<sup>114)</sup>。

そして彼は、弁護人よりもむしろ訴訟当事者の立場に成り代わって弁論することの多い模擬弁論は、そのための練習として最適であるとも述べている（同章第36節）<sup>115)</sup>。一人称でのなりきりという、模擬法廷弁論と現実のローマ世界の法廷弁論との大きな相違点（模擬法廷弁論がしばしば批判される「現実から

---

113) この部分の記述がクインティリアヌスに固有のものであると考えられることにつき、Kennedy, (2013), pp. 84 ff.; Bexley, pp. 29 ff. を参照。ただしもちろん、ギリシア語圏にも通底する古代レトリックの世界に積み重ねられた背景がそこにはある。例えば次の *phantasia* や *visio* といった単語の用法もそうであるし、それと関係する概念としてのエクフラシス *ekphrasis* については、特に美術史との関係において、多くの研究の蓄積もある。近年の代表的なものとして、R. Webb, *Ekphrasis, Imagination and Persuasion in Ancient Rhetorical Theory and Practice*, Ashgate, 2009 が重要である。また Webb の著作に多くを負いつつ、日本語で概念を整理した最近の論文として、渡辺浩司「エクフラシス：ローマ帝政期における弁論術教育」『平成23年度 - 平成25年度 科学研究費補助金 基盤研究(C) 研究成果報告書 弁論術から美学へ：美学成立における古典弁論術の影響』（2014年）、7-15頁。

114) これを声のトーンまでも含めて適切に弁じること (*pronuntiatio* の領分) については、第11巻第3章第61節以下を参照。

115) 感情は他人に委ねることはできず、他人の心の動きは自分のものよりも伝わりにくい（ゆえに模擬弁論ではなりきりが重要である）という指摘が第4巻第1章第47節にある。

の遊離」でさえありうる)こそが、彼にとっては感情操作の訓練という文脈において大きな利点となっているわけである<sup>116)</sup>。

さて、以上で述べた感情の操作の技法は、弁護人を取り巻く状況が千差万別である現実の法廷において実現するためには、聴き手の性質や事案に応じた臨機応変さが必要とされると考えられる。単純な例として、当事者の生命さえも懸かっている大逆罪の訴訟と、日常的な債務関係を処理する民事的な訴訟とでは、感情の操作と言ってもその振幅や性質が大きく変わるのは自明であろう。「というのももちろん、些細な係争においてこうした悲劇を作り出すのは、幼児にヘラクレスの仮面と高靴をあてがおうとするようなものだからです(第6巻第1章第36節)」。また、聴き手が単独の(特に官吏的な)裁判担当者か複数人の(素人的な)陪審員かによっても、当然変化は大きいであろう。クインティリアヌスは第11巻第1章第43節以下においてより一般的に、どのような判定者の前で、どのような状況で、どのような事件について法廷弁論を行うかによって、適切な弁論の行い方が変わると論じており、とりわけ感情に基づく内容を事案に応じて適切に用いるべきことを第52節以下で教える。また、前稿(2019年)で主たる史料として用いた伝クインティリアヌス『小模擬弁論集』の第270番においては、感情と衡平にのみ訴えることの危険性が指摘され、法的な議論の必要性が説かれる。そうしなければ、裁判担当者は「涙しながら有罪判決を下す」かもしれない、というのである<sup>117)</sup>。

それに対して模擬法廷弁論においては、成り代わる登場人物の感情を表現することによって聴き手の感情をも動かすという営みは、とりわけ先にも述べたような演劇的な娯楽化を被った帝政期には、仮想的な訴訟の帰趨をもはや見据

116) そしてその際にはもちろん、成り代わる登場人物の属性に応じた語り方が求められることになる。そしてその訓練は、直接的には弁護人として人物模倣 prosopopoeia の技法を用いるときに、実地でも役立つこととなる(第11巻第1章第38節以下)。

117) このような記述が講話 sermo として保存されているのが、前稿(2019年)でも指摘した『小模擬弁論集』の長所である。また同第346番においても、感情にも理由付けが必要であることが指摘されている。

えることなく自己目的化したことは容易に想像される。クインティリアヌス『弁論家の教育』第2巻第10章第9節は「しかし、一種の模擬論戦によって現実の闘争や法廷の論争に慣れるのでないならば、興奮したり、怒りや哀しみに心を動かされたりするのは、なんとという茶番でしょうか」と述べ、実践的な訓練として模擬弁論を活用すべきことを強調するが、その裏を返せば、それに反する実情が見られたことを示してもいよう。実際、彼は現状認識として模擬弁論が専ら鑑賞のためのものに墮しているということもたびたび指摘しているのであり<sup>118)</sup>、まさしく実際に「茶番」が繰り広げられていたのであろう。娯楽化した模擬法廷弁論においては、先の伝クインティリアヌスの言葉を借りれば、聴衆が「涙」すればもちろんそれで成功であり、その後の「有罪判決」を恐れる必要はないのであるから<sup>119)</sup>。

実はこのことが、本稿のような視角にとっての困難をもたらす。すなわち、模擬法廷弁論史料にしばしば登場する、聴き手の感情を揺り動かそうとする表現全体を仮に本稿の分析対象とするならば、それがそもそも法廷で勝利を得るための訓練として有効と考えられている（法廷でも効果的であり、そのような表現を行うメリットがデメリットを上回る）ものなのか、むしろ専らその場の聴衆から喝采を得るための演技として行われている（法廷で行ったならばデメリットの方が大きい、「茶番」とみなされる）ものなのか、その評価が極めて難しいからである。

一般論としては重要であるが場合によっては逆効果ともなりかねないこの諸刃の剣、そして模擬法廷弁論では実践に存在する制約を失って籠が外れている可能性もあるこの感情の操作の技術こそ、本来は正面から分析の俎上に載せるべきであるのかもしれない。しかしながら現段階では、この点について精密な分析を行うには正直なところ準備が足りない。そもそも、文字史料だけではそ

---

118) 同巻同章の冒頭はもちろんのこと、第5巻第12章第17-23節などの例がある。

119) もちろん、他の模擬弁論家や大セネカのような教養ある人物から（ある種文学的な）批評を受けることは当然であるが、それは必ずしも法廷における勝敗とは一致しない観点によることになろう。

れは不可能に近いのかもしれないという恐れもある。

そこで本稿では、あくまでも登場人物の動機を分析の対象にするという軸足を堅持して、登場人物の動機の解釈及び理解というレベルに具体的な議論を限定したい。もちろん、感情は動機を解釈し理解するうえでも重要な要素であるから、その限りでは十分に考慮することを目指す、単なる動機の解釈及び理解のレベルを越えた、感情の操作という技芸には踏み込まない。現実の法廷でも重要であったと考えられるその技芸の習得にとって模擬法廷弁論が特に有効である、というクインティリアヌスの理解を本項で確認できたことはもちろん一つの収穫ではあるが、模擬法廷弁論史料から直接にそれ以上の分析を加えるのは、少なくとも現状においては困難だと判断するからである<sup>120)</sup>。

### (3) 模擬法廷弁論における人物の動機の設定

史料に現れる弁論者は、登場人物の動機を具体的にどのように扱っているのだろうか。前々項でも少し触れたことであるが、当事者の内心をめぐる要素は、テーマにおいてほとんど定められていない。多くの場合には、テーマに明記されている客観的な要素（主として、登場人物の行動とその結果）や、前章の分析対象であった人物造形を基礎に据えながら、弁論者が潤色によって当事者の内心を創りあげていく。その意味で、模擬法廷弁論における人物は描写されるというよりもむしろ造形されるものである<sup>121)</sup>、というのとパラレルに、人物の動機も解明されるというよりはむしろ設定されるものである、ということになる。

そうすると必然的に、弁論者がそこで行使できる裁量の余地は現実の法廷に比べれば大きくなり、弁論者によってさまざまに異なる動機が各登場人物について設定されうる。登場人物の動機が変われば、それに基づいて展開される事

120) これに関連して、近年活況を呈している感情史というアプローチにも、感情を含む動機の問題を扱うという点では内容的な共通性が存することは承知しつつも、それとの接続の方法や角度を決めかねているために、本稿では立ち入らない。

121) 本稿（1）886頁以下を参照。

実の解釈も当然大きく変わっていくから、まさしく Bonner のいうベルシャ絨毯のように<sup>122)</sup>、一つのテーマからさまざまに異なるストーリーが描き出されていくことになる。

しかしこの段階でも、類型的な人物造形におけるのとまたもやパラレルなことに、史料における弁論者は、登場人物の動機を必ずしも恣意的には設定していかないように映る<sup>123)</sup>。とりわけ前章で検討した類型的な人物造形を基礎として、そこから説得的に導けるような動機を設定していく例が多いように思われるのである<sup>124)</sup>。以下では、そのことについて史料に基づいて具体的に検討していきたい。

### (3)―1 父と子のたたかい：廃嫡事例における当事者の動機

分析の嚆矢として、前章においても最初に扱った廃嫡の事例を、まずはトピック的に取り上げてみよう。

例えば、実父と叔父をとともに扶養した息子（第1巻第1章）は、どのような動機で実父を扶養し、養父たる叔父から廃嫡されるに至ったのだろうか<sup>125)</sup>。この点は、息子が養父の命令にそむいたことの正当化に直接関わる重要な論点であり、多くの潤色が戦わされている。

息子の側からはもちろんまずもって、父子の情によって思わず扶養してしまった、という感情に基づく動機設定が提示される<sup>126)</sup>。これは父と子という基礎的な人間関係の類型に従った自然な動機付けであり、感情に訴えかける点

---

122) 同901頁において紹介した、象徴的な表現である。

123) 同886頁以下を参照。

124) Bexley, p. 112 にも述べられている通り、（単に動機の問題のみならず）ストーリーの構築において類型的なキャラクターが用いられることによって、その類型を共有する聴き手にとってのストーリーの予測可能性が強化される。前章の末尾で述べたことも関係するが、現実においてもそのような類型の力を借りることで、自らの構築したストーリーへと聴き手を説得することの難易度は下がるであろう。

125) 本稿（1）889頁以下を参照。

126) 前項で紹介した部分以外でも、多くの弁論者が随所でこれに依拠した議論を展開している。

でも強力なものと考えられているのは、前項の冒頭でも述べた通りである。

しかしこの動機付けのみならず、実父と叔父が血を分けた兄弟であるという点を捉えて、彼らの亡き父<sup>127)</sup>を思いやって二人を和解させようとした<sup>128)</sup>、という潤色も有力に用いられている<sup>129)</sup>。敬虔 (pietas) な性格である息子は、その性格から発する動機に基づいて、実父と養父という「二人の父」の和解という次のステップにまで手を伸ばそうとしていた、という理解であるが、その際に自分にとっても父たちにとっても敬うべき祖父を持ち出すことにより、それが自分自身のための行動ではないということをも同時に強調している。この議論の進め方は、次に紹介する叔父からの反論と呼応するものであると考えられる。

廢嫡を正当化する叔父の側は、兄弟間の敵対関係を強調して、息子の潤色によって進められる両者の和解に対する拒否の姿勢を明確にするとともに、息子の性格及び動機についても異なる解釈を提示する。すなわち、実父と叔父の両者の和解を望んでいたというならば、直接両者が触れ合う機会を設けるべきなのであり、そうせずに自らひそかに実父を扶養したというのは、両者の争いから自らの名声を得ようとする野心的な行いだった、というのである<sup>130)</sup>。ここでは、若者と結び付けられがちな野心的人物という類型 (若者の野心 *ambitio iuvenilis*) を息子に押し付けることで<sup>131)</sup>、それにふさわしく見せかけの敬虔さをもって名声 (*fama pietatis*) を得ようとしたという息子の動機が設定されたわけである。

以上のように、前章で扱った類型的な人物造形と結び付けられつつ、これも前章の分析におけるのと同様に両側の立場から、今度は有利な動機の設定とい

127) 息子からすれば祖父に当たるわけであり、いわば登場人物全員にとって敬うべき対象である。

128) 第1巻第1章第8節、本稿(1)899頁でも紹介している。

129) そしてその際には、実は彼ら同士にも和解の気持ちがあった、という潤色も併用されることがある。同章第15節。

130) 第11節(シリアクスの警句)、第24節(ケスティウスの潤色であり、同種だがより攻撃的なアルフィウスの潤色(第23節)に対置されている)。

131) 本稿(1)899-900頁を参照。

う戦場で対比的な潤色が戦わされる構図が見えてくるわけである。

そのような両側からの異なる動機の設定ということについては、以下に紹介する廃嫡事例がおそらく最も生き生きとした像の一つを提供するであろう。

#### 大セネカ『模擬法廷弁論集』第1巻第4章

##### 両手のない勇者

姦通した男と女とを発見した者は、その両者を殺害した場合には、罪とされないものとする。母が関わる姦通について、息子が罰することも許されるものとする。

ある勇者が戦争で両手を失った。彼は姦通者と妻とを発見した。彼女との間には青年となった息子がいたところ、彼は息子に殺害を命じた。殺害しなかった。姦通者は逃走した。息子を廃嫡した。

9 ……ケスティウスによる潤色は以下の通り。「飛び出すように」、と彼は言った、「母がまっすぐ向かってきて、私の手をかき抱いた。私の混乱した状態のおかげで、あの寝室で母と父以外のなにもものも見なかったのは幸いだった。父は私に「殺せ」と求め *rogabat ut occiderem*、母は「生かして」と *ut viveret*。父は罪ある女 *nocens* が放免されないように、母は私が罪を犯さない *innocens* ように、と。父は姦通の *de adulteris* 法を引用し、母は家族殺しの *de parricidis* 法を」そして彼は最後の警句を述べた。「母を殺すことを拒んだのが恥辱であるとしても、私にはできなかった。」……。

10 ……ラトロは述べた。「お前が私には手がないと思ったのは間違いだった（\*訳註：父から姦通者への発言）。」私は息子呼んだ。息子が入ってくると、姦通者が挨拶したのだ<sup>132)</sup>。

---

132) *Fortis sine manibus*

*adulterum cum adultera qui deprenderit, dum utrumque corpus interficiat, sine fraude sit. liceat adulterium in matre et filio vindicare.*

*vir fortis in bello manus perdidit. deprendit adulterum cum uxore, ex qua filium adulescentem habebat, imperavit filio, ut occideret: non occidit, adulter effugit. ↗*

ここで息子の廃嫡の理由として争われているのは、父によって現場を抑えられた姦通者を、父の命令にもかかわらず、息子が殺害しなかったという事実の解釈である。父の命令の存在と、息子が姦通者を殺害しなかったという事実とは、模擬法廷弁論のルールからして動かさない以上、この争いは、息子の動機の追及を通じて、その行為の悪性を測ることでしか解決しようがない（もちろん事実認定に至る過程において、何らかの客観的な徴表を利用することはあるにしても）。どのような内心の動きに基づいて息子は父の命令にもかかわらず姦通者を逃がしたのか、そしてその理由は廃嫡に値するものなのか、ということが決定的なのである。

まず息子の側からは、現場に入った息子が間を置かずに母と父の板挟みにされて混乱し、姦通者に気づけなかったというストーリーが示される。漫然と流し読みしては気づきにくいことであるが、息子が姦通者に気づいていたという点は確かにテーマにおいて決定されていない（「誰を」殺害する命令を受けたのかという部分の理解に不一致があることになる）。テーマと矛盾しない際どい範囲で、巧みに息子にとって有利な舞台を設定しようとしているわけである。

そしてここで弁論者は、前章で扱った類型的な諸属性を想起させるような諸単語（母、父、罪ある者 *nocens*、姦通、親殺し *parricidium*）を用いて母と父の掛け合いを再現（という形で創造）し、警句らしく少ない言葉で効率よく、息子の板挟みの混乱状況を表現している。それによって、息子が状況をよく理解できないまま、母を殺すことなどできないと（これもまた自然な感情に沿っ

---

↘ *abdicat filium.*

.....*Cestius hoc colore egit: prosiluit, inquit, protinus mater et amplexu suo manus meas alligavit. ago confusioni meae gratias, quod nihil in illo cubiculo vidi praeter matrem et patrem. <pater> rogabat, ut occiderem, mater, ut viveret; pater, ne nocens inpunita esset, mater, ut ego innocens essem; pater recitabat legem de adulteris, mater de parricidis. et ultimam sententiam dixit: occidere [si] matrem <si> turpe est noluisse, non potui.....*

.....*Latro dixit: 'erratis, qui me putatis manus non habere.' filium vocavi; ut intravit, ab adultero salutatus est.*

て）逡巡しているうちに姦通者を逃がしてしまった、というある種技巧的な弁明を展開する。この弁論者は、テーマを熟読して「何がそこに書かれていないか」をよく弁別したうえでなければそもそも思いつかないような弁明に、当事者の内心の動きを軸とした理解しやすい筋立てを与えることで、説得力を持たせようとしているわけである。

他方で父の側は、息子の内心を直接に描くのではなく（もちろん、反対側の当事者なのだから当然ではあるが）、彼の動機を端的に表現する別のストーリーを示して対抗する。つまり息子と姦通者は少なくとも知り合いであり、その存在に気づいていたどころか状況を黙認していた、あるいはそもそも通謀していたという印象を聴き手に与えようとするのである。しかもその前に、自らが息子に対して持っていた信頼感（自らの失った手の代わりに姦通者に罰を与えてくれるという期待）を示しておくことで、一方的な裏切りの打撃を強力に印象付けようとしているところも見逃せない。父が息子であると思っていた者が、実は姦通者の共犯という属性に墮していたというわけであり、ここではそのことを象徴的に示すような情景が描き出されるのである。

このようにここでも、テーマにおいて客観的には「姦通者を逃がした」としか定められていない行為について、テーマの空白部分をそれぞれが巧みに補いながら、両側から全く違うストーリーを構築することによって、勝敗を争う形が作られている。

ところで、廃嫡を争う事例においては、以上においても見られる通り、息子の性格や動機が尊属に対する敬虔さや、あるいは一般的に穏やかさや優しさを感じられるものに設定されることが目立つ。他の例として第7巻第1章は、父殺し未遂の疑いがかけられた兄を殺害するように父から命じられた息子が、兄に直接手を下さずに川に流したところ、兄の生存が後に発覚して廃嫡されたというケースであるが、ここでは血を分けた兄に対する優しい心から発する動機が随所で多くの弁論者によって強調されている<sup>133)</sup>。父に対する敬虔さが強調

133) そして弁論者の中には、父の殺害命令と廃嫡の裏側には実は継母がおり、父自

されるのは当然としても、このような「優しい」動機設定の傾向は、廃嫡事例での息子は低姿勢で憐れみを請うような立論が好まれていたということと関係する可能性もあろう<sup>134)</sup>。

この項の最後に、模擬法廷弁論における廃嫡事例（の訓練）が現実の法廷においていかなる意味を持ちえたのかについても付言しておきたい。この事例類型に対応する帝政前期ローマ世界における現実の訴訟類型としては不倫遺言の訴えが想定される場所であるが<sup>135)</sup>、そこではまさに原告適格を有する者と遺言者との一定の法的関係（典型的には父子関係）の存在を前提として、遺言の内容の規範的な評価が問題とされる。具体的には、遺言者が一定範囲の近親者に対して相続人指定や遺贈等によって義務を果たしていないと見られる遺言を遺した場合に、その遺言の取り消しを認めた制度であるが、その果たすべき

---

↘身は本心から殺害や廃嫡を求めていたわけではなかったと強調する者もいる（第22節以下）。これなどは、継母という訴外の人物の悪しき属性を利用することで、厳格な父と優しい息子という一見すると対照的な両者の行為が、実のところ具体的な動機のレベルでは近接していたと強調することにより、両者の対立を前提とする廃嫡の正当性を揺るがそうとする戦術ということになろう。

134) 前掲註55を参照。

135) 模擬法廷弁論に見られるような公的な廃嫡制度それ自体はギリシア世界に由来するものとされ、ローマ世界では少なくとも一般的なものではない（帝政期のローマ世界は非常に広大である上に史料の偏在も著しいから、安易に断言はできないとしても）。他方で帝政前期のエジプトでは、不倫遺言制度の適用を（おそらくは）認めずに現地のルールにのっとって判断した事例がパピルス史料に残されており、この制度の広がりを考える上で興味深い。一例として P. Oxy. XLII 3015 及び最新の研究である A. Dolganov, *Empire of Law: Legal Culture and Imperial Rule in the Roman Province of Egypt*, Ph. D. Diss., Princeton Univ., 2018, pp. 232-234, 256, 421 f., 480 を参照。不倫遺言の訴えと模擬法廷弁論との関係についての史料上の記述は、クインティリアヌス『弁論家の教育』第7巻第4章第11節。また、この問題に関する研究としてはとりわけ、M. Wurm, *Apokeryxis, abdicatio und exhereditatio*, 1972, とくに不倫遺言については pp. 69 ff. なおその部分にも見られるように、不倫遺言制度の成立それ自体について、そこにおけるレトリックの影響も含めて分厚い研究史があるが、その段階の分析は本稿の目指すところではない。最近の重要な貢献及び研究史の整理として、D. Di Ottavio, 'Sui precedenti retorici della «querela inofficiosi testamenti» nel I sec. a. C., *Index* 37, 2009, pp. 293-318 も参照。

「義務」の内容は法によって画一的に決せられるようなものではなく<sup>136)</sup>、百人法廷等の管轄法廷における事実的な審理での弁論を通じてその評価が下されるものであった<sup>137)</sup>。

もはや尋問することのできない遺言者の動機の推測（なぜ、ある近親者を無視あるいは排除したのか）が、そのような規範的な評価の前提として重要な意味を持ったことは想像に難くない。模擬法廷弁論で弁論する場合、（架空の）父を尋問することはもちろん不可能であるため、彼にまつわる諸事情は潤色によって補われるわけであるが、実のところ不倫遺言の訴えでも、その動機を推測によって補っていく作業が少なからず存在するというわけである。実際、プリニウス書簡集第6巻第33書簡でなされる不倫遺言の訴えの描写を見ても、まさしく継母と実子（娘）が父の遺言をめぐる争う模擬法廷弁論的な世界が繰り広げられているのである（この事例と標準的な模擬法廷弁論事例とでは、複雑性においてはかなり差がありそうであるが<sup>138)</sup>）。

そのみならず法学文献にも、模擬法廷弁論の世界を思わせる継母と不倫遺言との関連性は現れてくる。学説彙纂第5巻第2章第4法文は、「事実、親が遺言により自身の子に対し不法を行うことは認められるべきでない。親は、継母の甘言に乗ったり焚きつけられたりして墮落し、自身の血縁に対し害意のある判断を下したときに、このようなことをしばしば行う」と述べる（ガイウス<sup>139)</sup>）。

---

136) 船田享二『ローマ法 第四巻』（岩波書店、改版1971年）336頁の一般的な説明では、「（不倫遺言の）主張者が正常な品行の者であること、遺言作成のときにたまたま主張者が遺言人と不和であったこと、遺言人が第三者の讒言をいれたことなども証明の根拠とされる」、という。なお後のユ帝法期には、より典型的に要件が整理されることになる。

137) 不倫遺言の訴えについて、最近日本語の論文として田中実「不倫遺言の訴の法学による規範化」南山法学42巻3・4号（2019年）223-300頁が出た。その著作の中心はキュジャスの註解を手がかりとして法学上の論点を詳細に探究するものであり、本稿との直接のかかわりは大きくないが、不倫遺言の訴えに関する一般的な説明や諸研究の渉猟において、大いに参考になる。とりわけ223-229頁及び対応する註を参照。

138) 田中222-223頁。

139) Non est enim consentiendum parentibus, qui iniuriam adversus liberos suos ↗

これなどは、模擬法廷弁論における廢嫡の図式的な議論とまさに響きあう、遺言者の動機に踏み込んだ説明であると言えよう。

不倫遺言の訴えはしばしば親を直接間接に攻撃するものとなるのであって、そのための議論の方法はまさに模擬法廷弁論における弁論者の苦心したところでもあることからすると、このジャンルにおける模擬法廷弁論の影響力が強くても何ら不自然ではなからう。

### (3) — 2 シーンによるたたかい：情景の再現を伴う動機の解釈

前項において第1巻第4章の事例を紹介したが、そこでは短い文言によりながら、姦通現場における情景が眼前に映し出されるような弁論がなされていた。弁論者によってそれぞれ描かれる、怒れる父と哀れげな母との板挟みで狼狽する息子と、父の怒りを尻目に姦通者からの挨拶を受ける息子の情景は、好個の対照をなしている。

模擬法廷弁論ではそのように、テーマにおいてははまだ無味乾燥な舞台設定を具体的な情景として描き出すことによる議論が少なからず見られる。以下では、そのような例を他にも挙げて分析してみたい。

前章でも分析の対象とした事例（『模擬法廷弁論集』第9巻第5章）から<sup>140)</sup>、祖父の「連れ去り」の動機に関する議論を見てみよう。この事例のうち、祖父の連れ去りに関わる部分を改めて確認しておく、祖父が孫を連れ去った *rapuit* こと、父がその行方を知らずに探させたこと、家にその子がいると祖父が答えたことがテーマにおいて確定されている。そしてそこにおける祖父の連れ去り行為が、掲げられている（架空の）法における暴力 *vis* の行使に当てはまり、祖父が罰せられるべきかが争われているわけである。

---

↘ *testamento inducunt: quod plerumque faciunt, maligne circa sanguinem suum inferentes iudicium, novercalibus delinimentis instigationibusve corrupti.* なおこの法文の一部は田中註34にも紹介されており、田中はこの継母にまつわる問題が「弁論術のトポスでもあった」と表現している。

140) 本稿(1) 894-899頁。

ここで *rapere* というラテン語の原義からすれば、この連れ去りを示す表現にはそもそも暴力的なニュアンスが込められているように思われる。それゆえに祖父側にとって、自らの行為が *rapere* と表現されるものではあるが暴力 *vis* には当たらない行為である、あるいは当たるとしても許される行為である、ということをはかして示すかが重大な問題となる。逆に言えば、父の側から議論する場合には *rapere* という語自体のニュアンスからその暴力性は導きうるわけであり、前章でも扱ったように、義理の息子に対して敵対的で暴力的な老人という人物像を押し付けることができたならば、それだけでこの論点については十分な成功を収められそうである。

それゆえに、少なくともこの論点については、祖父の側に一層の工夫が求められるということになろう。それでは、弁論者はいかなる形で祖父に有利な議論を展開していったのであろうか。

これが例えば法学文献における議論であれば（あるいは吉原（2014年）が扱ったカエキーナ弁論における争点のような争い方がされれば）、基本的には事実認定の領域というよりもむしろ、暴力 *vis* という文言の定義を巡って争いが生じることになろう（実のところこの文献においても、分割 *divisio* のパートではそのような議論が展開されている。第6節以下）。

しかし模擬法廷弁論においては、法学文献が取えていない具体的事情についての潤色が存分に果たされて、祖父の連れ去り行為の具体的な態様が議論の俎上に乗ることになる。そこでまさに、登場人物の内心に踏み込んだ動機に関する議論が展開されるのである<sup>141)</sup>。

## 大セネカ『模擬法廷弁論集』第9巻第5章

2. 私を見て、その子 *puer* は私に抱き着いてきた。憐れを覚えて *miser* 接吻し、私は兄たちについて尋ねた。そうして私が尋ね、涙している *fleo* うちに、

---

141) 分割のパートにおける議論の導きとして、例えば第8節ではラトロによって、良い動機のもとに行われた暴力は断罪されないとする議論が展開されている。彼に言わせると、祖父の行為が子を救うためのものか、父と継母を攻撃するためのものかという対立の構図が想定されるようである。

家についていたのだ。……

12. ヒスパヌスは以下の潤色を用いた。彼<sup>142)</sup>は感情に *affectu* 突き動かされたのだ。「私は抱え上げた」、と彼は言う、「私の孫を」、と。「接吻だけでは止められなかった、そんなにも早くその子から引き離されることなどできなかった。驚かないでほしい。長い間その子に会っていなかったのだ」、と<sup>143)</sup>。

ここでは、*miser, fleo, affectus* のような、情緒的ではあるが攻撃的ではない語彙を選択することにより、祖父側に有利な動機を浮き彫りにする戦術が取られていることが分かる。確かに、父に断りなく子供を連れ去ってはいる (*rapere*) かもしれないが、そこには父への攻撃性はなく、あくまでもその子 (自らの「孫」) への情に突き動かされてしたことであるのだ、という動機が示されているわけである。これは、継母や父を告発人のように責めることなく争うべきであるという前章で紹介した意見<sup>144)</sup>とも軌を一にする戦術であり、その筋道に立ったうえで子供を連れ去る際の祖父の内心を潤色によって再現し、とりわけ上記の第2節において行われているように、それに沿った具体的な情景までも再現することで、自己に有利なストーリーの重要なピースを作り上げているということになる。

このように、当事者の内心も含めた現場の状況を生き生きと描き出すことを目指すあり方は、当事者の感情操作と関わって先に述べた (前掲註113を参照) エクフラシス、あるいはほかにもエナルゲイアと呼ばれるような技法と、おそらくは関係する<sup>145)</sup>。感情を操作するというレベルにまで達せずとも、自らの

142) 三人称と直接語法による引用が用いられており、ここでは弁護人が登場しているように思われる。本人が弁論しないことによって、「告発人」と見られないようにするという理由があるのかもしれない。この議論に関連しては前稿 (2019年) も参照。

143) *ut vidit me, haesit complexibus meis puer. osculabar miser, interrogabam de fratribus. dum interrogo, dum fleo, perveneram domum.……Hispanus hoc colore usus est: affectu se ablatum. sustuli, inquit, nepotem meum; non potui satiari osculis, non potui ab illo tam cito distrahi. nolite mirari: post longum tempus illum videram.*

144) 本稿 (1) 897-899頁。

代弁する当事者の行動の理由を具体性も伴わせて理解しやすいものとし、自らに有利な結論へと聴き手を説得する効能がこれらの技法には認められるということであろう<sup>146)</sup>。

さて、次の具体例として『模擬法廷弁論集』第2巻第4章を見てみよう。これも前章で取り上げた事例であるが<sup>147)</sup>、廃嫡した息子と娼婦の間に出来た孫を、祖父がその息子の死後に養子として家に入れたことに対して、他の息子から精神錯乱で訴えられるという設定になっている。

ここで原告たる息子の側からは、もちろん責めやすい「娼婦」が直接的には最も多くの攻撃を集めることになる<sup>148)</sup>。しかし父の精神錯乱を主張する争いの構造上、一種の病人である父を完全に敵とすることは避けなければならない一方で、自らの主張を通すためには何らかの形で父を攻撃せざるを得ず、そこには技巧が求められる<sup>149)</sup>。そこで大セネカが賞賛したのは、「父自身に父を攻撃させる」というケスティウスによる議論立てであった。

#### 大セネカ『模擬法廷弁論集』第2巻第4章

9. 「……私は彼を彼自身と比較したい。かつて彼は正気であった。彼の行いはどうだったか。放蕩を憎み、悪徳をただしていた。そのように厳格な家長が娼館にいるところを私があなたに見せたなら、その人が正気であると思えるだろうか。」彼はそのように弁論して、父を父の告発者とし、彼自身と比較する

---

145) ギリシア世界の法廷弁論についての分析であるが、エナルゲイアを扱ったものとして D. Spatharas, *The Mind's Theatre: Envy, Hybris and Enargeia in Demosthenes' Against Meideas*, in: S. Papaioannou, A. Serafim and B. da Vela (2017), pp. 201-222.

146) この点について Bexley, pp. 29 ff.; Webb, pp. 163 ff. を参照。

147) 本稿（1）900頁。

148) 「誰の子とも知れない」という主張が典型であり、事例は第5節以下の随所にある。娼婦と継母を組み合わせた強力なものとして前掲註80に紹介した潤色がある。

149) クインティリアヌス『弁論家の教育』第7巻第4章第29-31節。模擬法廷弁論中の精神錯乱の訴えにおける議論は、現実では保佐人（curator）の請求における議論と共通することにつき、同章第11節。

ことによって彼を非難するのである<sup>150)</sup>。

ここにおいて弁論者は、放蕩息子を許さずに廃嫡した厳格な父というお決まりの属性（ローマ市民である家父としては、そうあるべき姿とさえ考えられる）を強調して、そのような父には娼婦の子を家に入れるなどという行いはふさわしくないものであると主張し、父自身の行動が一貫しないことをもって精神錯乱を訴えるわけである。こうすることで、自らが父の告発人 *accusator* であるという不都合を回避しつつ、実質的には父を責めることが可能になる。

これに対して父は、この類型的な「厳格な父」像それ自体を否定するというのではなく、むしろ本件の具体的な事情を前面に出すことによって、今回の孫の受け入れにはそのような図式的な理解が当てはまらないことをもって反論する。すなわち前章で見たように、「娼婦」とされている者は息子の「妻」と言っていていような存在であり<sup>151)</sup>、その様子にも何ら問題がなかったと具体的に示すことで、自らの行動が自然なものであると理解させようとするのである。

### 同書同章第1節

1. ポルクウス・ラトロ（の警句）。なんたる女性を見たことか。彼女は自ら務めを果たし、病める者の床に張り付いて甲斐甲斐しく、あらゆる世話を焼いていた。手入れもされぬどころか、傷んだ髪のまま。「どこに」私は自問した、「娼婦がいるのか」と<sup>152)</sup>。

ここでは短い警句の形となっているが、甲斐甲斐しく *sedula* 務めを果たす姿や外見に構わず世話を焼く姿を描写することによって女性の「娼婦」性を忘

150) *ipsum sibi comparabo. fuit aliquando sanus; tunc quid faciebat? oderat luxuriam, vitia castigabat. nunc tam severum senem putabitis sanum, si vobis in lupanari ostendero? sic declamavit, ut patri accusatorem patrem daret et illum argueret sibi ipsum comparando.*

151) 本稿（1）900頁。

152) *Porci Latronis. Qualem vidi! ipsa fungebatur officiis, sedula circa aegrotantis lectum in omnia discurrerat ministeria non incultis tantum sed laniatis capillis. 'ubi est' inquam 'meretrix?'*

れさせ、病人を世話する妻のイメージを惹起しようとしている。これを見た vidi ことをきっかけとして父は、受け入れの決意を固めていくというわけである。

またこの事案についてはもう一つ、廃嫡されていた息子と原告とが兄弟であったことを利用して、血のつながりにもかかわらず原告が兄に対して無情であることを強調する潤色も好まれている。言うまでもなく、兄に対して無情な弟は、父に対しても無情な息子として訴訟しても来るだろう、という含意である<sup>153)</sup>。これは父自らの息子への愛情という動機を示しつつ、原告である息子の訴えのよからぬ動機についても含意する、一石二鳥の戦術であろう。

### 同書同章第3節

3. ……それほどまでにお前が無情であることは大目に見よう。お前は病める兄を見ていないのだ。莫大な遺産の相続人として生まれた男が、乞い求めたベッドで死のうとしていた。奴隷や友人たちが周りを囲むでもない。女子供に挟まれて、若くして死に臨みながら、私が着くまでは命を持ちこたえていたのだ。私が入ると、彼は私の名を聞いて、既に塞がってきていた目を開き、去りゆく魂を押しとどめた。「父上」彼は言った、「今までお赦しを請うことがなかったのは、強情を張っていたのではないのです。弟に委ねていたのです<sup>154)</sup>」。

ここでは、息子の哀れを催す状況が具体的に描写され、父が彼を救すことも情として自然であると感じられるような道筋がつけられる<sup>155)</sup>。その上で、誰

153) このような含意を裏面から示すものとして例えば、「父をも訴えられるような者以外は nisi qui accusare possit et patrem」と攻撃する第4節末尾の警句がある。

154) Ignosco tibi, quod tam durus es: aegrum fratrem non vidisti. ille magni modo successor patrimonii natus in lectulo precario moriebatur; non servorum turba circumstabat, non amicorum. inter infantem et mulierculam deficientis adolescentis spiritus in adventum meum sustinebatur. ut intravi, cadentes iam oculos ad nomen meum erexit fugientemque animam retinuit. 'pater', inquit, 'quod adhuc nihil deprecatus sum, non contumacia feci: fratri mandaveram.'

155) 対象は異なるが同様に父の情に訴える情景の描写として、孫に当たる子が後を

も攻撃せずに弟を信じていた兄に対して、原告は何一つしてやらずに無情であったと攻撃するのである。もちろん、死んだ息子が父との和解を弟に委ねていたという部分は全くの潤色であり、現実の紛争であれば相手方からは否定されるであろう。ただそれでも、むしろ憐れむべき存在である息子（兄）に対してその者が何も手を差し伸べなかったということさえ認められるならば、この訴訟に至った彼の動機も父の精神的健康の問題にあるわけではなく、純然たる財産目当てであるという理解にはつながりやすくなるであろう。

最後に興味深い例として、同一の立場から弁論する者たちの間で異なる情景が描写されている例を一つ挙げておこう。何度も取り上げた第1巻第1章の廃嫡事例であるが、その中で息子が実父を扶養するに至ったきっかけとなっている、困窮した実父との出会いの場面について、息子側による潤色に大別して二通りのタイプが存在するのである。

大セネカ『模擬法廷弁論集』第1巻第1章第17節

アルプキウスはこの潤色を（用いた）。父は私に近づいてきて、弱みを見せない言葉で話しかけた。彼は懇願せず、息子に対してあるべきような態度で、私に扶養を命じた。私が叔父についても書かれているものと考えていたあの法を引用したのだ（訳註：子は親を扶養しなければ拘束される *Liberi parentes alant aut vinciantur*、というこのテーマにおける架空の法<sup>156</sup>）。

……ブランドゥスは異なった潤色を（用いた）。彼は突然現れ、泥と涙に汚れていた。フォルトゥナよ、あなたの報いはなんと厳しいものであることか。かつて富裕で誇り高かったあの人が、扶養を懇願したのだ。彼の息子に、廃嫡した息子に。……<sup>157</sup>

↘付いてくるというものも用いられている（第8節）。ただこれは、情に頼りすぎたものとして好まない者もいたようである。

156) なお、この「法」及びそれをめぐるレトリック文献における議論がローマ法学に与えた影響について最近、L. d'Amati, *Parentes alere: imperatori, giuristi e declamatori*, *Quaderni Lupiensi di Storia e Diritto* 7, 2017, pp. 143-166 が出た。

157) *Albucius hoc colore: accessit, inquit, ad me pater nec summis <sis> verbis* ↗

この後の部分でも多くの潤色が紹介されているが、多くの弁論家はやはり後者のタイプの潤色を選んでいるようである（特に同章第18-20節）。しかし大セネカは、時折彼がそうするように不人気な前者の潤色をこき下ろすわけでもなく、ただ並列させて紹介している。

依然として父としての威厳を保つ実父の命令に従った、という前者のタイプの潤色であれば、実父と叔父からの二つの命令（実父からの命令には前掲の法の後ろ盾もある）の間で板挟みになる息子の状況が描き出せるため、それに基づいて息子の扶養がやむを得ざることであったという弁解がなされることになる。一方で後者のタイプの潤色を選択すれば、息子が命令や法的義務の間で板挟みになるという状況は演出できない代わりに、自然の情に基づいた弁解がより一層利用しやすくなる。

事案の勝敗を争うことを視野に入れば、登場人物の具体的な人間関係（実父と叔父の関係の悪さの程度）や息子をはじめとする登場人物の性格（例えば、息子が情に弱いのか法的義務に忠実なのかという点や、父が厳格さを実際保っているのかという点）などの要素により、どちらがより有利なストーリーとなるのかは変化しえたであろう。模擬法廷弁論においてただただ情に訴えるだけの戦術が取られていたわけではないということは、こういった場面における弁論者の戦術の幅からも明らかになるように思われる。

#### （4）模擬法廷弁論における動機設定の実践性について

以上のような潤色の活用による動機の設定は、まさに模擬法廷弁論流の事実認定の一類型であると言ってよかろうが、現実の法廷で事実をめぐる争いが展開される場面の準備として、これはどこまで有意義なものであると評価できるだろうか。動機という論点自体は、前章の人物造形よりも重要性が理解されや

---

↘locutus est, non rogavit, sed, quomodo agendum esset cum filio, alere me iussit. recitavit legem, quam ego semper scriptam etiam patruo putavi.....Blandus colore diverso: venit subito deformis squalore, lacrimis. o graves, Fortuna, vices tuae! ille dives modo, superbus, rogavit alimenta, rogavit filium suum, rogavit abdicatum suum.

すいであろうから、やはり根本的な問題点はその「空想性」にあるだろう。

このような潤色は全て空想の産物であると考えれば、これもまた「現実から遊離した模擬弁論」の欠点を示すものとも思える。現実においては、過去の事実としての動機は模擬法廷弁論におけるように想像によって「設定」するものではなく、調査によって認定するものであるはずだからである<sup>158)</sup>。そしてこの批判が成り立つならば、動機の問題のみならず模擬法廷弁論流の事実認定全体が無意義とさえなってしまうであろう。

しかしこの点については、二つの観点からの反論が考えられる。

一つは、我々の世界と古代（ローマ）世界における事実の認定のあり方の相対的な違いである。今や我々は、過去にある事柄が確実に生じたという認定のために、さまざまな科学的客観的な証明手段を手に入れている。もちろん人物の内心を直接客観的技術的に証明することまでは不可能にせよ、そもそも内心という要素自体にそこまで強く依拠して事実認定を行う必要はなくなっているといえよう。客観的に証明できた事柄に矛盾なく内心の動きをはめこんで説明できればよい。しかしそのような諸手段が存在しないかあるいは貧弱な世界を前提とするならば、事案を構成する一連の出来事の解明において、人物の動機を始めとして、客観的な証明こそ困難ではあるが一連の出来事において一番の推進力となる人間の内心的要素の重要度が、相対的に高まることが想定される。そのような事柄については、特に短時間（実質的な審理時間の長さのことであり、期日の間隔が長期にわたらないことを指すのではない）の審理で何らかの結論を出すためには大なり小なり推測に頼らざるを得ないのであり、その推測の技術の涵養に模擬法廷弁論は関係しているように思われる<sup>159)</sup>。

158) もちろん、裁判担当者に単に動機を理解・認定させるということを越えて、感情として当事者に共感させるということを視野に入れた場合には、両者の峻別は難しいであろう。例えば弁護人が当事者の感情を伝達して共感させようとする場合には、事件が現実のものであろうが、その感情は自らが経験したのではないのであるから、想像力のフィルターを通す必要があることに変わりはないからである。その点で前述のようにクインティリアヌスも、共感を惹起させるための練習として模擬法廷弁論の訓練としての有用性を指摘しているであろう。

159) この点については、先に行った廃嫡事例の検討のほか、Bonner (1977), pp. 309 ff. ↗

クインティリアヌス『弁論家の教育』第4巻第2章第88節以下はさらに一步を踏み込んで、潤色が模擬法廷弁論のみならず現実においても活用されるし、現にされていることを前提とした説明を行っている。その部分で彼は、事実とは言えない（強い日本語を使うならば、「虚偽の」）陳述を法廷で行うことを禁じるどころか、いかにして有効にそれを用いるかという発想に立つ。

すなわち彼によれば、事実でない陳述の内容は現実によりうることでなければならず、人物、場所、時間に照らしてふさわしいことであり、可能な限り他の事実によって裏付けられるものであるべきである。そしてその創作した内容を忘れないこと、相手方の証拠によって破綻させられてしまう可能性のない内容であることが必要である<sup>160)</sup>とも述べ、明らかに潤色を現実にも活用するための注意点を周到に列挙しているのである。当時の訴訟において、そのような陳述が客観的な証拠により破綻させられる割合が相対的に少なかったであろうこと、そして前章でも述べた法廷における審理の時間的、内容的な諸制約が、このような戦術を現実にも有効なものとしていることが想像される。特に動機のような内心の事柄については、潤色の性質がかなり強い主張がなされていて不思議はなからう。

第二に、これは動機の設定には限られない事柄であるが、特に弁護人のよう

---

ㄨを特に参照。動機の設定、解明が推測の争点の中で重要になってくる例として、模擬法廷弁論でも多い毒殺事例などを挙げて説明がされている（pp. 312 ff.）。彼によれば、一見荒唐無稽なテーマも、むしろ原告と被告のバランスをとるために取ってそうされているという側面があり、潤色によってバランスを取りつつ事実認定の練習が行える場となっている。また例えば、父殺しに関するポンペイウス法では未遂を処罰しており、そのような場合には動機の解明は特に重要であった、と彼は推測する（p. 312）。また廃嫡のケースについての議論では、特に314頁において、その類型の主たる論点は廃嫡の「理由」であるとしており、本稿の議論との共通点を示す。

また Zinsmaier (2009), p. 272 では、科学的な証拠を活用する現代の実務と、模擬弁論における潤色の対比とが簡潔に示されている。ただ、彼の重点はどちらかと言えば潤色の果たす文学的な効果に置かれているようである。

160) この注意点はとりわけ、仮に模擬法廷弁論のみを念頭に置いていたならば、まったく必要はないはずである。

な第三者が現実の裁判に参加してくる場合にあっては、依頼を受けた当初の段階では彼にとって事案の内容は未知である（模擬法廷弁論における貧弱なテーマに当たる程度の情報さえも、通常は与えられていない）ということが注目されるべきである<sup>161)</sup>。もちろん共和政期以来の保護者的弁護人像（patronus）を前提とすれば、依頼人との人的関係が深い可能性はあるが、その場合でも個別の事案の経緯にまで詳しいケースはまれであろうし、まして帝政期における職業化していく弁論においては一層のことである（さらに裁判担当者は、よほど小さなコミュニティにおけるのでなければ、より一層知識を欠くであろう。大都市の裁判や、あるいは属州総督の巡回裁判ならなおのことである）。

そのため弁護人は、依頼人をはじめとする関係者から事情を聴きとりつつ、事案を把握していかなければならないが<sup>162)</sup>、その際に登場人物の動機を含む（もちろんそれに限られない）重要な諸事実を効率よく聴き取って有利な主張を組み立てていくためには、そもそも当該事案においてどのような事実が存在すれば自らにとって有利（あるいは不利）であるのかを認識している必要がある。現実の事件においては確かに、模擬法廷弁論におけるように自らに有利な事実自体を創造することはできないが、絡み合う登場人物の意思に導かれた事実の連なりとしての有利なストーリーを構想する力が訓練を通じて磨かれていたならば、それらの重要な諸事実を実際に見つけ出す際の導きの糸にはなる、ということである<sup>163)</sup>。実際本稿での個別の史料の検討においても、潤色が激しく戦わされていたのは、事案の帰趨を決するような重要な事柄をめぐる動機についてであった。例えば息子が姦通者を認識した上で逃がしたのか否かという（前掲註132）重要な争点について、現実の紛争では「真実は一つ」かもし

161) もちろん当事者本人についても、雑然とした生の諸事実から争いにおいて重要な事実を選り分ける必要はあるから、その範囲において以下で述べることは妥当しよう。

162) 以下で具体的に紹介するが、史料としては『弁論家の教育』第12巻第8章、先行研究としては主に Bablitz, pp. 170 ff. を参照。

163) Brightbill, p. 97 においても、現実の争いの中で必要な証拠を探求するための訓練としての潤色の有用性が指摘されている。

れない。しかし「真実」が分からない段階で前述のような筋書きを構想し、それに沿った事実の組み立てを目指して具体的に調査するということはできようし、その際には模擬法廷弁論の訓練が役立つ。

クインティリアヌス『弁論家の教育』第12巻第8章第5節以下は、書面などの最初に提供された情報（そこには依頼人による都合の良い「潤色」が施されているかもしれない）をうのみにして、しっかりと調べもせずに戦いに臨んだ弁護人は失敗すると警告し、依頼人を心理的に揺さぶって不都合なことも全て話させて、隅々まで事案を知ることがを推奨する。そしてその後で、相手方になりきって依頼人に様々な攻撃をぶつけ、事案と争点をさらに明らかにしていく必要があるとも述べるのである（第10節以下）。これは、それぞれの当事者になりきって有利な事実を潤色し、ストーリーを構想する模擬法廷弁論の訓練と密接につながる営みであろう。何が重要であるかを訓練によって構造的に理解していなければ、そもそも何を聞き出せばよいかも分からないであろうし、ましてやそれに仮想的な攻撃を加えることなどできないはずである。

しかもクインティリアヌスの考える（理想的な）弁論家はそれに加え、当事者の気づいていない重要な情報にさえ気づくことができるとも言うのである（第8節）、そのような抜きでた能力が繰り返される訓練の賜物でなくて何であろうか。実際に第13節以下では、当事者の気づいていないポイントに気づくために論拠のトポスが重要であるとも述べ、事案の検討のために修得しておくべき「型」の重要性が強調される。たとえ彼から見て墮落した現状にあらうとも、クインティリアヌスが模擬法廷弁論の訓練を実践に最も近いものとして推奨するのは<sup>164</sup>、こういった能力の修得のためでもあったのではないか。

ところで模擬法廷弁論は、以上のような訓練のための題材として先行研究の指摘するような倫理的に重要性の高い問題を扱うことが多いが、当事者の内心

---

164) クインティリアヌス『弁論家の教育』第10巻第5章第14節では、適切な題材を採った模擬弁論は、さまざまな要素を同時に訓練できるという点で有益であるとす。そして現役の弁論家にとってさえ、その練習には意味があるという。現実の訴訟だけに従事していると、「酷使された刃先が鈍る」というのである。

について事実の認定を行うという訓練は、もちろんより日常的な事柄についても役立つ。契約問題であれ損害賠償問題であれ、どのようなことが実際に生じていたのかが問われるときには、当事者の内心の動きを含めた一連のストーリーが重要だからである。その際、本稿が前章で取り扱ったような当事者の属性に基づく内心の推認が実際にも行われていたであろうことを、法学文献から少しばかり例示してみたい。非債弁済に関わる学説彙纂第22巻第3章（立証と推定について）第25法文がその一つとして挙げられる。それによれば、「入念な家長」が非債弁済を行ったと主張して返還を求める場合には、彼が「容易に誤りをした」とは信じられないから、受領者の悪意や自らの不知の正当な原因を立証せねばならないのに対して（首項）、弁済者が成年男子であっても「兵士や土地の耕作者であって裁判の実状に暗い」者であるならば、誤って非債弁済したというストーリーの蓋然性が高まり、受領者の側に非債でないことの立証責任が課されるというのである。ここに示されるような立証責任の転換にまでは至らなくとも、類似の内心の推認に基づく事実認定の形は様々にありえたことであろう。

事実の認定ということにおいても一つ重要なのが証人をめぐる問題であるが、その証言の信頼性については学説彙纂第22巻第5章第3法文が、証人の属性に基づいた議論を行っている。証人の身分や地位、性格や貧富の別（買取のリスク）、あるいは当事者との人間関係（友人か敵か）によってその者が証言する動機を探り、その信用性を典型的に評価しているのである。このように法文史料においても、事案の大きなストーリー構築と、それを支える証人の信頼性に関わる小さなストーリー構築が重要視されることが垣間見え、模擬法廷弁論における訓練との類似性が少なくとも部分的には認められるように思われる。

最後に、これらの訓練の効果を得るために、模擬法廷弁論が両当事者の主張の衝突を意識して、生き生きとした情景の描写を戦わせることをもってしたという点もやはり重要であろう<sup>165)</sup>。これは同時に感情操作の訓練ともなり、既

165) 古典期アテナイについての記述ではあるが、佐藤昇「前4世紀アテナイの法

述の通りその意味でも重要だったわけであるが、事案の争点の解明とそれに基づいた主張の組み立てという、やりようによっては無味乾燥な作業を、法廷を模した競争の意識の中で、事件の具体的な状況に想像力を働かせながら行えたということは、法廷に向けた訓練として有益なあり方であったと言えるのではなからうか。

### 補論 現代的な価値判断に対して

模擬法廷弁論における類型的な属性に基づく人物の造形と、それに基づいた各人の行動の動機の設定について、ローマ帝政前期のレトリック文献を主たる題材としてここまで分析を加えてきた。その分析の及ぶ限りにおいて模擬法廷弁論は、少なくともそれに対して同時代人あるいは後世の研究者がしばしば向けてきた非難に値するほどには、法廷に向けた準備として無益ではなかったと考えられよう。

しかし、高度に専門化された法学の存在を前提とする法廷での紛争解決を知る現代の法律家からすれば、個別的な前科どころかあからさまな偏見の産物にも思えるような人物造形や、架空の事件におけるそれらの人物の動機の設定に基づくストーリー構築を練習したところで、本当に実践的でありうるのかという疑問が（古代では特に高度に法学が洗練されていたといわれるローマ世界のことであるだけになおさら）多かれ少なかれ抱かれることになるだろう。

もちろん純粋に歴史的な観点からすれば、ここまでの検討が説得力を有する限りにおいて、「ローマにあってはローマ人に従え」と切り捨ててよいのかもしれない。しかし例えば歴史的な分析においてさえも、模擬弁論教育が「優秀な弁護人は育成できない」（むしろ倫理教育を本分とする）ものであると明確な根拠もなしに述べられるとき<sup>166)</sup>、そこにはやはり現代的バイアスが強力に

---

↘「廷と修辞」西洋史研究新輯45号（2016）126-137頁の言う、相対的に「より正しいナラティブ」の地位を奪い合うという発想は、こうしてローマの模擬法廷弁論の教育にも息づいているように思われるのである。

166) 本稿前掲註23を参照。

働いているように思われるため、その疑問をやはり無視できないと思われた。

それゆえにここで試みられるのは、現代における法的な紛争解決の場面でも、実のところは本稿の検討対象と類似する要素が観察される旨を示すことにより、古代ローマにおいて（も）それらが実践的に有用でありえたという説得を側面から援護することである。その意味でこの部分は、本稿における論証の本体ではない。すなわち、現代的な観点に基づいた分析によって古代の活動の有用性を証明しようというわけではなく、ここまでの検討で示されたようなレベルの有用性が、無意識の現代的なバイアスから否定されそうになった場合に備えているに過ぎない<sup>167)</sup>。ましてや、模擬法廷弁論の教育が現代の法廷に向けた準備としても有用でありうる、などということを示そうとするものでもない。ここで、それらの点にあらかじめ注意を喚起しておく。

まず注目したいのは、近年における司法制度改革を受けて、とりわけ刑事事件について公判前整理手続と裁判員裁判の影響を考慮に入れた実務的な指南書が多く出されているところ、その中で事実認定においては「説得力のあるストーリーの構築」が重要な要素であるとされていることである。

例えば岡慎一・神山啓史『刑事弁護の基礎知識（第2版）』（有斐閣、2018年）においては、「ケース・セオリー（説得論拠）」と<sup>168)</sup>、その基礎とされる説得力のある「ストーリー（「物語性をもった事実についての叙述）」の重要性が強調される<sup>169)</sup>。

167) これは Crook がその著作 *Legal Advocacy in the Roman World* の導入部において行った「レトリック的な（説得術的な）レトリックの弁護」と類似するものであろう。何かを積極的に証明しようというのではなく、説得の邪魔になりそうな偏見をやわらげておこうという消極的な作戦である。Crook, *Legal Advocacy in the Roman World*, Ithaca, 1995, pp. 28 f.

168) 同書第3章。ケース・セオリーとは「アメリカの法廷技術における用語」で、「訴訟当事者が裁判所（事実認定者、判断者）を説得するための論拠」であるが、その「基礎」として「説得力のあるストーリー」が要求されるという関係が存するとされている。すなわち、実践においてこの「セオリー」が必要とされるのは、ストーリーに争いがあるとき（事実関係に争いがあるとき）ということになる（同書36-37頁）。

そこにおいてストーリーの構築が重要とされるのは、事実認定という営みが、争点となっている事実の存否をそれ単体で対象とするものではなく、「一連の出来事について、『何が起こったのか』を知ろうとする」ものだからである。例えば目撃証言の信用性を争うことが最大の争点になったという場合、単にその人物が嘘をついていると主張することは簡単であるが、それだけでは通常説得力に欠ける。なぜ当該証人がそのように誤った証言をするに至ったのか、その「理由を説明するストーリー」を考える必要がある、というわけである<sup>170)</sup>。

そしてこのようなストーリーの構築は、人の行動した理由を合理的に説明するものであり、信用性がある全ての証拠（おそらくこの質と量においては、古代の模擬法廷弁論はもちろん、古代の法廷実務とも隔絶した差はあろう）を説明できるものでなければならない。同書41頁に述べられている通り、このストーリーの構築は獲得できた証拠と突き合わせての「見直し」を要求することもあり、合理的なストーリーがいかにしても構築できないのであれば「求める結論自体の再検討」も視野に入る。これは、例えば教科書の仮設事例のように確定された事実のみを操る営みとは異なり、柔軟な想像力を必要とする。ここで問題とされているストーリーの構築は、同書第8章においても述べられる通り、どのような証拠が得られそうかという見込みや<sup>171)</sup>、実際に得られた証拠の吟味との兼ね合いで不断に再検討を迫られる動的なプロセスなのである<sup>172)</sup>。

型にはまった人物の理解に慎重な態度が取られ（それは例えば、刑事事件の事実認定における前科の考慮に対する忌避に現れる）、むき出しの感情論は意識的に排されている現代の法廷実務においても、登場人物の内心の動きを一つの軸としたストーリーの衝突は重要であり、証人尋問を含む証拠の収集も、そうしたストーリーの構築との不断のフィードバックによりつつ行われるというわけである。

---

169) 同書36頁。

170) 同書40-41頁。

171) 法廷において証人尋問を行う際にも、構築されたストーリーはどのような供述を得ようとするかを定める指針ともなる（80頁以下）。

172) 同書41頁。

このような説明を我々が書籍等で目にするようになったのは、とりわけ法の素人である裁判員が刑事事件の審理に参加してくるという司法制度改革の流れにおけることではあるが、上述のストーリー構築の重視をその文脈に特殊なものとする必要はない。一般的には同書11頁に述べられている通り、「裁判員裁判と裁判官裁判を質的に異なるものとするのはできず、「裁判員裁判に対応できる弁護活動は、裁判官裁判にも基本的には妥当するはずである」ということは言えようし、より具体的にも以下の2つの理由付けが少なくとも可能であろう。

まず、刑事事件においては司法制度改革以前から、とりわけ自白調書の任意性や真実性の問題という形を取って、ストーリーの構築とそれをめぐる争いが顕在化していた。被疑者の自白という形式によりながら、実質的にはそれを録取する者が手持ちの（あるいは悪質な場合になると、その中から法廷に提出するべくチェリーピッキングした）全ての証拠と矛盾をきたさないようなストーリーを構築し、任意性を損なうような手段によってその内容を被疑者に認めさせることで、事案の真実とは必ずしも一致しない内容の「自白」を調書として成立させるという問題である（いわゆる「作文調書」の問題）。

例えば裁判員制度の公布と施行の間に位置する司法研修所編『平成18年度版刑事弁護実務』（日本弁護士連合会、2006年）を参照しても、この「作文調書」の問題は指摘されており（259頁）、関連する判例の紹介も含めて20頁以上の紙幅が割かれている。もちろん、その記述の中心はあくまでも現代刑事訴訟手続上の証拠法をめぐる論点であり、本稿のようなストーリー同士のぶつかり合いという点が前面に出てくるわけではない。ましてや、「疑わしきは被告人の利益に」の原則が貫徹されてさえいれば、弁護側は検察側のストーリーを代替するようなストーリーを構築する必要はなく、その信用性をゆるがせればよいはずである。しかし現代の刑事訴訟の制度上、「検察側」は必然的にプロフェッショナルなものであり、その構築するストーリーの信用を崩すことは通常容易ではない。その訴訟法上の難点を巧みに衝きつつも、代替するストーリーを準備しておく意義は十分にあるのではないと思われる。

二つ目として、裁判員裁判とは無関係の民事裁判における事実認定のあり方を解説する実務向けの類似の指南書においても、ストーリー構築の重要性が強調されているということを指摘しておきたい。例えば司法研修所編『事例で考える民事事実認定』（法曹会、2014年）9頁には、法的な体系の中で決定される要件事実が民事訴訟の事実認定において決定的に重要であるとはいえ、それらの重要な事実も単独で存在しているわけではなく、「一連の時間及び空間のつながりの中で存在しているもの」であり、そこには「背景事情や当事者・関係者の心情等が絡んでいる」ことを認識して、「具体的な事案では、当事者双方から、要証事実をめぐる一定の物語性を持った主張や供述等がされるのが通常」であると述べられている。

そして同書63頁では、「[事実認定とは、仮説の構築とその検証]と言われていゝ」とも述べられているのであるが、この仮説の構築こそが具体的にはまさにストーリーの構築でもあり、神ならぬ法廷のプレイヤーにとっては、証拠の収集と絶えざるフィードバック関係にある証明の骨組みとなるものなのである。

ところで、偏見による判断とも受け取れる類型的な人物造形については、少なくとも法曹の意識下においては、法廷における専門的な判断からは排除されるモメントが強いように思われる。ただそれでも、とりわけ陪審制度の発達したアメリカにおいて、説得の技法に心理学の知見が積極的に取り入れられてきている中で、実際には法廷での判断を依然として左右している要素として、人間が予断として持つ類型への注目が集まっているように思われる。それはもはや一つの専門分野を形成している観があり、本稿でも正面から立ち入る準備は当然ながらできていない。しかし最近、法の実務家に向けて、そのような専門的知見を咀嚼したうえで法廷弁護技術を概説した著作の専門家による訳書が出版されてきており、その内容は門外漢にも比較的理解しやすく示唆に富むものである。

本稿ではその一例としてC・B・アンダーソン著、石崎千景、荒川修、菅原郁夫訳『裁判員への説得技法：法廷で人の心を動かす心理学』（北大路書房、2014

年)を取り上げたい<sup>173)</sup>。そこでは心理学という専門的な切り口を活用しつつ、人物の類型的な理解やストーリーの構築に関わる問題が複数の角度から扱われている。以下では、ごく一部とはなるが特に示唆的な部分を紹介してみよう。

まず第5章「陪審員共通のバイアス<sup>174)</sup>」において、陪審員が事件を審理する際には自分なりの「公判ストーリー」を構築してそれを解釈しようとするものであることが述べられ、そしてそのストーリー自体がそもそも彼ら自身の慣れ親しんだ利用しやすい「ストーリーの型」を用いて作られるものであるということが強調される。そうして陪審員は無意識のうちに、自らがあらかじめ持っているバイアスを審理すべき現実の事件の解釈に混入させ、事件をゆがめて捉えてしまいがちだというのである<sup>175)</sup>。そして弁護人は、そのようなバイアスの存在を認識し、多くの人々にしばしば共通するバイアスを積極的に利用することさえできるという<sup>176)</sup>。

その具体例として90頁では、不要な手術による医療保険詐欺の罪で起訴された眼科医の弁護の事例が紹介されている。手術が不要であったことが明らかであったため、不利に立たされていた弁護側は、公判コンサルタントの助言に基づき<sup>177)</sup>、彼のある属性を強調した冒頭陳述を行った。医師とその妻が、多くの不動産に加えて4000万ドルを超える資産を持っていることを強調したのである。

---

173) 原著は C.B. Anderson, *Inside Jurors' Minds: the Hierarchy of juror decision-making/ A Primer on the Psychology of Persuasion: the Trial Lawyer's Guide to Understanding How Jurors Think*, 2012 であり、著者は弁護技術の指導者として高名な弁護士である。

174) ここにいう「バイアス」は、「我々が情報を処理する際に、ポジティブであれネガティブであれなんらかの影響を情報に与える人の好みであり、傾向である」と説明されており、換言すれば「物事について考える際に前もって持っている概念や意見」を指すという。同書84頁。

175) 同書86-87頁。

176) 同書88頁。

177) このコンサルタントは、公判前にフォーカスグループインタビューを行い、以下に紹介する事実が付け加えられるまでは参加者は眼科医に対して有罪の心証を持ったのに対して、付け加えた後には毎回のようは無罪の心証を持った、という結果を確認したうえで助言を行ったようである。

一般的に考えて、詐欺師と疑われている人物の富裕さを強調することが得策とは思にくい（実際、弁護団もこの戦術を採用することを躊躇ったようである）。しかしこの場合、被告人の動機が問題であった。これほどまでに裕福な人物が、保険金詐欺を働くようなリスクを積極的に犯すとは信じられず、陪審員の評決は無罪に決したというのである。不要な手術を数多く行った医師の誠実な性格を具体的にアピールし、無罪を勝ち取ることは容易ではない。それは、陪審員のバイアスに逆行するからである。しかし、既に大金持ちである者が詐欺のリスクを冒すとは考えにくいという方向から攻めれば、陪審員のバイアスをむしろ有利に利用することができるというわけである<sup>178)</sup>。

もちろんこの事件の結論自体は、アメリカ社会の文化に大なり小なり影響されたものであって、同様の事件が別の文化圏で生じた場合には、被告人が富裕である事実を徹底的に隠すべきこともあり得よう。その点については、この著作ではとりわけ145頁以下の文化コードに関する議論が実のところ取り扱っている。文化によって刷り込まれるバイアスが、人々の判断に無意識的に影響するという点が、心理学の知見に基づいて説明されているのである<sup>179)</sup>。

もちろん文化的な背景も学問的な裏付けも大いに異なるが、神ならぬ人が人を裁く営みという観点から見れば、上記の戦術はクインティリアヌスや模擬法廷弁論の世界と響きあうところがないであろうか。実娘を死地に追いやる実母を想像するのは困難が伴うが、継子を殺した継母がその継子の妹を殺そうとすることは容易に想像できる、といった前掲の議論が想起される場所である。

---

178) このような属性のうち、特に社会的な役割によるものについて116頁も参照。陪審員は登場人物を「役者」のように見て、その「役割」に応じたバイアスで彼らの行いを解釈するものだというのである。証拠法がたとえそれを禁じているとしても、無意識のバイアスからは逃れられないことがある。

179) 該当箇所ではアメリカやフランスの例が挙げられているが、それとは別に著者は日本の読者に向けた序文において、「日本はアメリカと異なり、とても協調重視の社会」であるとして、そこから生じうる認識の違いについても指摘している。これもまた文化によるバイアスを前提としているであろう。さらに言えば、この指摘自体が西洋社会から見た東洋社会へのバイアスである可能性も感じられ、二重に興味深いところである。

また文化コード的な分析をもしローマ社会に対して持ち込むことが可能であり、本稿の取り上げた先行研究に依拠することができるとするならば、そこでも模擬弁論は重要な史料を提供することになろう。

## 第5章 おわりに

模擬法廷弁論が提供していたものは、現実の法廷へ向けた準備として有用であったと言えるのであろうか。弁論者による典型的な登場人物の造形と、それに基づいた登場人物の動機の設定を主たる対象とした本稿のささやかな検討の範囲では、いくつかの有用性が示された。

まず、相手方との対決を意識した、勝利するための議論が学ばれえたか否かという観点についてまとめてみたい。これについては確かに、同時代人も証言（あるいは非難）するように、模擬法廷弁論の演劇的・娯楽的な側面は時に行きすぎ、議論で勝利するというよりも聴衆の喝采を浴びることが目的になっていたこともあったであろう。しかし、そのような状況と親和的であるはずの、知識人の娯楽としてのパフォーマンス的な弁論からの抜粋が主であるとされる大セネカの史料においても、テーマにおいて提示された争いに勝利することへと向けられた様々な工夫は見て取れた<sup>180)</sup>。

典型的な人物造形というトピックにおいては、弁論者が人物の類型を自らの側に有利なように、おそらくは意図的に使い分けしているところが重要であろう。とりわけ、一般的には不利な属性を有すると考えられる類型（放蕩者の息子などが例に上がる）を具体的な議論の中で有利となるように逆用したり、一人の登場人物が属する複数の類型（祖父であると同時に誘拐者、娼婦であると同時に妻、などが例に上がる）を主張の具体的内容に応じて使い分けたりしている点が注目される。

そして、登場人物がしばしば典型的なキャラクターによってのみ示される（個人名すらない）模擬法廷弁論は、元来以上のような訓練を容易にする性質

---

180) もちろん、それによって同時に聴衆の喝采「も」得られるという可能性は全く排除されない。

を持っているとも考えられよう。例えば娘が継母の共犯であるかどうかが争われる前掲の事例のように、テーマにおいて登場人物の属する複数の類型が呼称として明示されている場合などはとりわけ、弁論者の議論の構築へのヒントが出されているようなものだからである。このような本稿の観点からすれば、クインティリアヌスが模擬弁論に具体的な名前を使用するという提案を行っているのは（第2巻第10章第9節）<sup>181)</sup>、彼も述べる通り模擬弁論をさらに現実に近づけつつ、さらに上記のような類型的な議論の組み立てにワンクッションを置いた発展練習を意図しているという理解も可能かもしれない。

そして、類型的な人物の造形からさらに一步を踏み込んだ、各人物の動機の設定においても、例えば廃嫡事例を主たる題材として示したように、上記のように能動的に戦わされていく人物の造形に基づきつつ、それぞれの側にとって有利な動機の設定が、事件の帰趨にとって重要な場面の具体的な情景描写をしばしば伴って、これもまた戦わされていた。

この具体的な情景描写という点が特に意味を持つてくるのが、模擬法廷弁論の実践的有用性に関わるもう一つの問題である。それはすなわち、実際の法廷弁論は過去の事実についての争いであるところ、（しばしば過度にスキャンダラスでもある）完全に架空の模擬法廷弁論にいかなる実践的意義がありうるのかという疑問であった。

この点については、登場人物の動機を設定する弁論者の営みを分析していく中で、おそらくはある程度ポジティブな解答が得られた。弁論者は、テーマにおいて決定されていない事案のディテールを潤色していく中で、事案の核心に当たる部分についてとりわけ、登場人物の動機を軸とした具体的なストーリー

---

181) 前々稿で詳しく紹介した Parks (E. P. Parks, *The Roman Rhetorical Schools as a Preparation for the Courts Under the Early Empire*, Baltimore, 1945, p. 98) はこの提案の効果について懐疑的であり、また Bonner も基本的にはそれに賛同する (Bonner (1949), p. 80)。Bonner は、模擬弁論の「極めて漠然とした類型的な性格付け」との関係でその提案を理解しようとしているが、おそらくは本稿のような観点到に繋がるものではない。

を構築することに腐心する<sup>182)</sup>。もちろんそれは、聴衆を感動させて喝采を浴びるための活動でもありうるし、クインティリアヌスの言うようにそれが現実の法廷でも感情操作の技術として役立ちうる面はある。しかしそれだけではない。弁論者は、模擬法廷弁論の簡素なテーマから限りなく作り出されうる様々なストーリーの筋道のうち、どれが自らの立場にとって最も有利であるのか、そのストーリーを形成する各場面における登場人物の動機は具体的にどのようなようになるはずであり、それを巧みに示すためにはどのような情景描写が効果的であるのか、といったことを判断する必要がある。その訓練を繰り返すことにより、場合によっては（とりわけ客観的に確定できる証拠の少ない事件などにおいて）潤色の技術をそのまま現実の法廷に適用することもできたし、さらに一般的には、弁護人として他人の事件を精査して弁論を組み立てていくという場面において、争点を的確に把握したうえで、自らに有利な事実やその連なりとしてのストーリーを発見していけるようにもなったであろう。そして具体的な情景を描き出すという練習のあり方は、単調になりがちなそういった訓練の効果を高めると同時に、構築するストーリーの説得力を高めることにもつながったであろう。

また、本稿の全体を通して紹介した事例を見ていくと、確かに衆目を引くようなスキャンダラスな経緯をたどる事例が多くはあるが、それは例えばキケロの名を高からしめたいいくつかの法廷弁論のような社会的大事件を扱っているという意味では必ずしもなく、題材それ自体としてはどちらかと言えば卑近なものも多い（放蕩息子が絡む父子関係、再婚による義理の親子関係、それらから派生する金銭問題など）ように思われることも注目し値しよう<sup>183)</sup>。事件の経

182) 逆に言うと、事案の勝敗に関わらないような事柄の描写が深められることはない。Kaster (2001) pp. 326 f. でも指摘されているように、例えば強姦が登場する事例においてその強姦自体が争点とされることは稀である（ほとんどの場合、強姦被害を前提として、その後の関係の処理が問題とされる）ため、弁論者はその現場における人物の内心を含めたディテールにはほとんど立ち入らない。それゆえに、模擬法廷弁論には強姦事例が少なくないにもかかわらず、その犯行それ自体についての議論はほとんど深められていない。

183) 模擬法廷弁論の教育が一人前の市民の養成を何よりも目的にしていたと考える。

緯それ自体はともかくとして、そこに登場する人物やその行動原理は、おそらくは当時の人々から見て特異なものではなく、それらの取り扱いを学ぶことそれ自体は、決して現実離れた営みではなかつたであろうということである。

古代ローマにおけるレトリックは法廷の準備のための教育であり、それに役立っていても、という一般論は（対象とする具体的な年代はともかくとして）よく目にする。しかし何がどう役に立つのか、という点に踏み込まれることは意外に少ない<sup>184)</sup>。本稿はそれをかなり狭い範囲において具体化しようとするささやかな試みの一つであったのだが、最後にもう少し一般的な観点から、レトリックの有用性一般に対する見通しも提示しておきたい。

本稿の検討を通じて、少なくとも模擬法廷弁論において随所で確認される一つの特徴が明らかになったように思われる。それは、何らかの類型に依拠しつつそれを能動的に活用することで、それぞれの立場から効率的に主張を行うという弁論者の営みである。それは人物造形の段階でも、それに基づく動機の形成の段階でも観察されたであろう。弁論者は類型に縛られながらも、それが自分の有利になるように、自分の主張へと巧みにはめ込んでいったのである。

そしてこのことは、各弁論者や弁護人の個別の営みというレベルでのみ意味を持ったわけではない。このような教育を受けた弁論者の層がローマ社会に存在したという集合的なレベルでも、おそらくは法廷での紛争解決に対して大きな意味を持った。Frier の名著 *Rise of the Roman Jurist* は、共和政期を主たる対象としており、レトリックという技芸の限界に対しても厳しい目を向けて

---

↘ 諸研究も、おそらくはその認識をともにしている。一人前の市民として取るべき態度の教育を行うためには、その題材は（エリートとはいえ）市民の生活から手の届くものであるべきだろうからである。

184) 古代レトリックは説得の術であり、古代ローマの法廷で勝利するためには裁判担当者の説得する必要があったから、古代レトリックは裁判に有用であった、という論理は単純に正しいであろうが、その先が本当の問題である。口のうまい人は古代レトリックなどなくともうまいのであるから、古代レトリックという一つの技芸に固有の特徴を踏まえた説明がなければ、言葉を上手に操る人が言葉の戦いに勝ちやすい、というトートロジーから一歩も出ていないことになる。

いるところもあるが、レトリックのこのレベルにおける意義に関連して慧眼を示している。「レトリックという技芸は、限りなく広がる論証の可能性を、古代世界のコミュニティーの価値観の中で支持を得られると予測できる論拠の標準的なレパートリーに還元しようとした<sup>185)</sup>」、と。彼の関心と本稿のそれとは少しズレがあるが、レトリックの提供する一種の「型」が法廷における議論のあり方を限定し、そのことによって法廷の担い手たちの戦いに基礎的な土台を提供したことは間違いがないであろう<sup>186)</sup>。それが Viehweg 的なトピック論として現れるか、争点論として現れるか、はたまた人物造形や動機設定の場面で現れるかはともかくとして。

今後の課題としては複数の方向性のものが存在するが、第一に、個別の史料を検討するという観点からは、もちろんラテン語の他の模擬法廷弁論史料に手を伸ばすことが求められるほか、Second Sophistic 以降のギリシアレトリック史料（とりわけ、帝政後期のものではあるが前々稿で紹介したソパトロスの著作は、技術的な説明を含んだ模擬法廷弁論関係史料として重要である）の検討も望ましい。しかしおそらくはそれらと同等以上に、アプレイウス『アポロギア（魔術について）』の扱いが重要な課題として積み残されている。これは帝政期における希少なラテン語法廷弁論史料とされているものであり<sup>187)</sup>、その意味で、練習としての模擬法廷弁論に対置される実践例ともなりうるものであ

185) B.R. Frier, *Rise of the Roman Jurists: Studies in Cicero's "Pro Caecina"*, 1985, p. 247. "The art of rhetoric sought to reduce the universe of possible argumentation to a standard repertory of those arguments that could predictably command support within the community values of the ancient world."

186) Brightbill, p. 203 も、とりわけ哲学的な問題の立て方とレトリック的な問題の立て方を対比する形で、同様の点に着目している。

187) アプレイウスについての先行研究はそれ自体としても少なくない。Loeb 版の Apuleius (tr. C.P. Jones), *Apologia*. Florida. De Deo Socratis, 2017 とそこに掲載されている基本的な諸研究、原文と英訳も含むインターネット上の非常に充実したサイト <https://faculty.georgetown.edu/jod/apuleius/> などを参照。日本語による最近の研究として本間俊行「五賢帝時代における教養人と都市社会——アプレイウスの『弁明』を手がかりに」西洋史研究新輯44号（2015年）51-74頁。

る。

しかし本稿では、それを前提とした取り扱いをしなかった。『アポロギア』は研究史上確かに真正の法廷弁論と考えられているが<sup>188)</sup>、例えばキケロのまとまりを持った法廷弁論群とは異なって、あくまでも単体の史料として残されているものである。アプレイウス自身やその弁論に登場する複数の人物のディテール、紛争自体の経緯や帰趨、そして社会的な文脈についても、裏付けとなる情報を他の史料から得ることは難しい<sup>189)</sup>。そして弁論の内容を見ても、本筋である魔術についての嫌疑からすると脱線ともみられそうな議論も少なからず見られ（哲学的な議論や博物学的な知見の開陳などを含む）、むしろ本稿にとっては都合のいいことに、模擬法廷弁論的な要素が強すぎるようにさえみえる（もちろんそのような戦術が当時の知識人にとって当然だったこともありうるし、現代人が一読しただけでは分からない巧みな説得の技巧が隠されているかもしれない<sup>190)</sup>）。そしていずれにせよ、この『アポロギア』が現実の弁論の内容をどこまで忠実に反映しているのか、作品として世に出す際に大きく改変されたのではないか、といった判断もかなり難しい。

188) ごく最近の研究書である L. Costantini, *Magic in Apuleius Apologia: Understanding the charges and the forensic strategies in Apuleius speech*, 2019 の見解においても、真正の法廷弁論であること自体は肯定される（無編集ではないだろうという留保はある）。ただその際の有力な根拠が模擬弁論との対比にあるようで、その評価には慎重さが求められる。例えば、個人名などの特定の情報が出ているという点が対比的に挙げられているが、模擬弁論でも個人名を与えた方がよいという議論はクインティリアヌスも明示的に行っているわけであり（前掲註165）、アプレイウス自身がフィクションの構築能力を十分に証明されている人物であることも考え合わせると（彼は高名な『黄金の驢馬』の著者である）、その点が模擬法廷弁論と対比しての『アポロギア』の法廷弁論としての真正性を積極的に証しだてるほどの事情になっているのか、判断は実は容易ではない。『アポロギア』は実社会に取材した発展的な模擬弁論作品と位置づけうる可能性もないではない。

189) 碑文史料にも目を配る、本間（2015年）における興味深い分析も参照。ある程度の信憑性を保った推測は十分に可能であることを示す。

190) この点については、例えば J. B. Rives, *Legal Strategy and Learned Display in Apuleius' Apology*, in: *Paideia at play: Learning and Wit in Apuleius*, 2008, pp. 17-49; L. Constantin, *Magic in Apuleius' 'Apologia': understanding the charges and the forensic strategies in Apuleius' speech*, 2019 等を参照。

以上のような事情を勘案すると、この史料をフィクションたる模擬法廷弁論と対比される意味でのリアルな法廷弁論として安易に図式化するよりは、それ自体として独立した検討を行うことが望ましいと思われた。それゆえ、別稿における分析を期したい。

また、帝政期以前の豊富なギリシア・ローマ法廷弁論史料それ自体も、本稿で扱ったような模擬弁論の訓練からもちろん影響を受けているわけではないが、比較対象として重要であることは言うまでもない。

さらに Dolganov による網羅的な検討（前掲註135）は、パピルス史料についても本稿のような視角からの検討が不可能ではないことを教えてくれている（特に演劇的な要素について387頁以下）。

最後に、前々稿以来の課題である争点論を中心としたレトリックの論理的な要素の分析と、本稿のような観点からの分析をどのように接合し、全体像を描き出すかという問題がある。しかしこれについてはまだ分析はその緒に就いたばかりという観があり、本稿を編む過程において得られた模擬弁論研究の知見をさらに活用しつつ、今後一層本格的に取り組んでいくこととしたい。

本稿は、本来の研究の方向性からすれば思わぬ副産物という形のものではあったが、ローマにおけるレトリックという技芸の一側面を、少しなりとも照らし出せていれぱと願う。今後は本稿の関心も生かしつつ、古代レトリックの法廷における実践的な有用性について、より多角的に分析していくことを目指したい。

\*本研究は JSPS 科研費 18K12619 の助成を受けたものです。